

平成25年5月21日

各 位

会社名 OCHI ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 越智通広
(コード番号 3166 福証)
問合せ先 取締役総務部長 古川和広
(TEL 092-711-9594)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催予定の第3期定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 周知性の向上および手続きの合理化を図るために、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第5条)
- (2) 機動的な資本政策を可能とするために、現行定款第6条の発行可能株式総数を3,600万株に変更するものであります。(変更案第6条)
- (3) 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、単元未満株式についての権利に関する規定(変更案第9条)を新設するものであります。
- (4) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、単元未満株式の買増制度に関する規定(変更案第10条)を新設するものであります。
- (5) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定(変更案第15条)を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (公告の方法) 第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行なう	第1章 総 則 (公告の方法) 第5条 当会社の公告<u>方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</u>
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>1, 350</u>万株とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>3, 600</u>万株とする。
(新 設)	<u>(单元未満株式についての権利)</u> 第9条 当会社の株主は、その有する<u>单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> ①会社法第189条第2項各号に<u>掲げる権利</u> ②会社法第166条第1項の規定による<u>請求をする権利</u> ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 ④次条に定める請求をする権利
(新 設)	<u>(单元未満株式の買増し)</u> 第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて<u>单元株式数となる数の株式を売</u>

第<u>9</u>条 (省 略) 第3章 株主総会 第<u>10</u>条 ↳ (省 略) 第<u>12</u>条 (新 設) 第<u>13</u>条 ↳ (省 略) 第<u>31</u>条	<u>り渡すことを請求することができる。</u> 第<u>11</u>条 (変更なし) 第3章 株主総会 第<u>12</u>条 ↳ (変更なし) 第<u>14</u>条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第<u>15</u>条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 第<u>16</u>条 ↳ (変更なし) 第<u>34</u>条
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月27日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成25年6月27日 (予定)

以上